

## 平成18年12月臨時会会議録

平成18年12月26日 火曜日 午前10時00分開会

大 沼 久 議 長 蒲 生 光 男 副議長

### 出席議員（19名）

|     |         |    |     |         |    |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番  | 我 妻 昇   | 議員 | 4番  | 谷 口 栄 子 | 議員 |
| 5番  | 佐々木 謙 二 | 議員 | 6番  | 安 部 隆   | 議員 |
| 7番  | 町 田 義 昭 | 議員 | 8番  | 鳥 谷 政 一 | 議員 |
| 9番  | 蒲 生 光 男 | 議員 | 10番 | 洪 谷 佐 輔 | 議員 |
| 11番 | 高 橋 孝 夫 | 議員 | 12番 | 鈴 木 武 次 | 議員 |
| 13番 | 小 関 勝 助 | 議員 | 14番 | 鈴 木 良 雄 | 議員 |
| 15番 | 鈴 木 小 市 | 議員 | 16番 | 藤 原 民 夫 | 議員 |
| 17番 | 蒲 生 吉 夫 | 議員 | 18番 | 佐々木 榮 七 | 議員 |
| 19番 | 島 田 友 市 | 議員 | 20番 | 鈴 木 新 助 | 議員 |
| 21番 | 大 沼 久   | 議員 |     |         |    |

+

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（2名）

### 説明のため出席した者

|         |          |         |               |
|---------|----------|---------|---------------|
| 内 谷 重 治 | 市 長      | 大 滝 昌 利 | 教 育 長         |
|         | 総務課長兼選挙管 |         |               |
| 平 進 介   | 理委員会事務局長 | 松 本 弘   | 財 政 課 長       |
| 松 木 幸 嗣 | 企画調整課長   | 平 英 一   | 福 祉 事 務 所 長   |
| 那 須 宗 一 | 文化生涯学習課長 | 平 正 行   | 市 民 文 化 会 館 長 |

### 事務局職員出席者

佐 藤 仁 議 会 事 務 局 長 児 玉 行 宏 補 佐

+

五十嵐 恵美子 庶務係長

塚田 知広 主事

事

### 議事日程

平成18年12月26日 火曜日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第85号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑、討論、表決)
- 日程第 4 議案第86号 平成18年度長井市一般会計補正予算第5号 ( " )

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

+

+

+

## 開 会

○大沼 久議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第6回長井市議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、市長からあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 おはようございます。

議会の皆様には、常日ごろより、長井市の発展、市民福祉の向上に多大なるご尽力を賜りますとともに、市政運営全般にわたりまして、ご指導、ご鞭撻をちょうだいしておりますこと、改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。

私は、去る12月15日に初登庁し、身の引き締まる思いを抱きながら、第6代長井市長に就任いたしました。7年5カ月間の市議会議員の時代及びさきの市長選挙を通じまして、市民の皆様から直接、間接的にちょうだいいたしました多くのご意見、ご要望を糧に、長井の希望づくりに渾身の努力を重ねる決意でございますので、今後ともよろしくご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

皆様、ご承知のとおり、全国各地で地方自治体の財政危機が急増しております。このことは他人事ではなく、私たちの長井市も例外ではございません。私は、平成18年度からの自立計画を機軸として、今後ともさらなるむだを省き、効率的で機能的な行政体を構築するとともに、心の通った市役所改革を進めていかなければならないと考えております。

そして、目黒前市長の緊縮財政を継承しながらも、一方で長井市の経済を牽引するものづく

り、観光を新たな産業の柱とした地場産業の振興、また、循環型社会を目指すレインボープランの理念を軸に、多様な産業、仕事興しにより雇用と経済活力を伸ばすべく、積極的な市政をスタートさせ、守りと攻めの両面で財政健全化の展望を切り開く決意でございます。さらに、いじめや登下校の安全を含め、教育と子育てにも深く配慮した子供たちの幸せ感と市民の皆様への行政サービス向上、困難に直面された方へのセーフティーネット、地域や市民のボランティアによる福祉、介護等のさらなる充実も手がけていきたいと考えております。

市民の皆様が希望を持ち、生き生きと安心して心豊かに暮らせる真心の市政を目指して、議会の皆様とともに、誤りのない長井市のかじ取りに全身全霊をささげる覚悟でございます。

議員の皆様におかれましては、何とぞより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

+

## 開 議

○大沼 久議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、山形新聞社長井支社長からパソコン使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。

なお、この日程につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にお諮りし、内定を見ておりますので、ご了承をお願いいたします。

## 日程第4 議案第86号 長井市一般 会計補正予算第5号

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○大沼 久議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第81条の規定によりご指名いたします。

13番 小 関 勝 助 議員

14番 鈴 木 良 雄 議員

15番 鈴 木 小 市 議員

以上、3名の方をお願いをいたします。

### 日程第2 会期の決定

○大沼 久議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

### 日程第3 議案第85号 長井市特別 職に属する者の給与等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

○大沼 久議長 それでは、日程第3、議案第85号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第4、議案第86号 平成18年度長井市一般会計補正予算第5号の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第85号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市長及び助役の給料月額について、平成19年1月1日から引き下げるため提案するものでございます。

次に、議案第86号 平成18年度長井市一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に75万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,424万3,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、長寿祝金64万円、市民文化会館の業務委託料11万円を増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第3、議案第85号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第85号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第86号 平成18年度長井市一般会計補正予算第5号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 市民文化会館長にお尋ねいたしますが、市民文化会館の運営委託、業務委託ですね、の部分ですが、その関係でさまざまな資料いただきました。大変ありがとうございます。

問題は、前年度まではここ事務管理公社で運営していた部分ですね。ことしの3月のときには財団法人文教の杜で委託するように説明していた部分だと思いますね。結果は、業務しているのは、特定非営利法人さわやかサービス、NPO法人ですね。ここが業務を受けているようですが、その経過などわかるように、私たちも勉強会のときに資料請求しておきましたので、その資料をいただいているんですね。見積もり合わせをした金額が236万円何がしと237万円何がしで約1万円ちょっとぐらい差があって、安い方に委託した、協議の結果ですね、委託したというふうになるんだと思います。しかし、それが10カ月しかできなかったというのはどういう理由なんですか。要するに、あと2カ月分なかったということなんですか。見積もり合わせするときに、1年間を12カ月したわけではないということになりますか。そこは、まず、どんな

ことかお聞かせください。

○大沼 久議長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 おはようございます。お答え申し上げます。

まず、公募に至った経過を若干簡単に申し上げます。

文化会館につきましては、事務管理公社の縮小等に係る基本方針、これ平成17年6月議会以降の問題提起から決まったものでありまして、文化会館については教育会という前提で業務委託の先を進めましたが、破談となり、その後、文教の杜の方にお話を持っていきました。その時期が18年を越えた時期でございます。それで、理事会と、個別にも理事長さんにもお話を申し上げましたが、業務が似合わないとの言葉をいただき、断念をしたわけでございますが、当初予算につきましては、長井教育会、文教の杜の前提でございましたので、手数料等の含みをなく、前年と同様の金額の当初予算計上になりました。ほかの例えば法人ですと、5%とか、消費税等の計上をいたすのですが、それを省いた形での当初予算計上になった経過がございます。

また、文教の杜からお断りをいただいた際、もう18年を越えて2月の時期でございましたけれども、それ以降、公募、例えばプラザさん、コンポストセンターさんと同じように、公募のスタイルをとらせていただきました。公募については、報告を申し上げまして、3月7日に公告をし、3月15日の広報ながいで公にPRを申し上げて、申込期限を3月の24日といたしております。申し込み時に仕様書、金抜き設計書といいますが、この場合ですと、公社の設立以降の経過、見直し等に際して、在籍の職員の身分保証の要請がありましたので、そういった金額については設計書には公になっておりますが、手数料の部分のみ抜いて参加法人に提示をしております。3月の28日に見積もり合わせをさせていただきました。さわやかサービスさんとまご

+

ころサービスさんの2法人でしたが、さわやかサービスさんが手数料5%、あと、まごころサービスさんにつきましては、5,539という金額で、見積もり合わせですが、換算をしますと、このようなパーセントになります。見積もり合わせの後、選定委員会を開いていただきながら、その結果、定款の内容、あと見積もり合わせの結果を踏まえて、さわやかサービスに決定を見、業務委託の契約となりました。

よって、当初、財団法人、社団法人の設定で当初予算に盛りましたので、当初から残念ながら5%、あと消費税5%の分は未計算のまま当初予算となりました。当初予算の範囲内で契約をする必要がございますので、逆算をいたしますと、10カ月分、4月から1月の契約を行い、それ以降、本臨時会に補正を上程していますが、提案しておりますが、ここでお認めいただきながら、2月、3月と、2カ月分を変更契約したいというようなことでございます。

当初から5%、5%の部分についての計上がなかったための今回の補正提案でございます。以上でございます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 今の答弁でいきますと、3月時点で不足しているのがわかったんですよ、もう。手数料の分が不足するというのわかったというふうに今、答えの中で私も確認したんですけども、まず、それがなぜ今ごろの時期なのかというのがまず1つあります。まず、この問題は、忘れてたといえばそれまででありましょうけれども、今、答弁の中で、文教の杜の方から断られたのは業務が似合わない、という答弁だったと思いますね。NPO法人さわやかサービスさんの定款の中には、その業務が似合うような箇所があるのかどうかという、ちょっと今見てるんですけども、あんまり似合わないような気がするんですね。定款に記載された目的というところ読んでいくと、移動の不

自由な高齢者、身体の不自由な方、または、その家族に対し通院など補助、介護の代行、家事など援助、除雪など社会参加のため必要だと思われることを支援する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。これが要するに、NPO法人を設立するときだかわかりませんが、平成16年の6月10日付で申請のあった者に対する、いわゆるこの目的で認可してるんだと思いますね、NPO法人として。この目的の中のどこに会館運營業務に、さっきは業務が似合わないと言った、似合うところが、合致したところがあるのかどうかという部分についてお聞かせください。

○大沼 久議長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 お答え申し上げます。さわやかサービスの定款の事業の第5条の中身になるのでございますが、(4)行政及び他団体より受託する福祉及びその他に関する事業、この部分がまごころサービスさんとの違う点でございまして、この部分と先ほどの見積額の部分の決定となったと思います。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 その第5条の4項という部分でしょうか。確かにそういうふう書いてあるんです。要するに、事業が似合わないとした文教の杜もこういう部分ないんですか。文教の杜の方の定款というのは、私持ってきてないですけども、法人の定款持ってきてないですけども、そっちで似合わないって判断したものが、こういう事業を受けるってなっていないでしょうか。実際委託してるんだと思いますね、文教の杜は。文教の杜という会館を運営する事業を委託してるどころだと思います。そういう意味では、そういう団体というのは、似合わないと答えた理由というのは何なんですかね。その辺がちょっと、なぜ似合わないか、なぜここでこういう項があるからといって受けられるかという理屈が成り立たないと思うんですね。

その部分が1つあります。

それと、いわゆるもともと現在仕事している人は同じ人ですね。事務管理公社で受けていたときもだれとかさんという人が受けていましたね。今回受けたさわやかサービスさんも同じ人なんですよね、雇用されてる人は。ということは、だれでもいいということだと思っんです。だれでもいいって、同じ人であれば、どこの企業が受けたって構わない。どこの法人が受けても構わない、同じ人だというふうになるわけですが、そういうやり方というのは、検討したのかどうかですけれども、人材派遣法に抵触しないだろうかという心配があるんだと思っんです。その部分は、人材派遣をしてるとはなっていないですね、さわやかサービスさんの定款には人材派遣業務をするとはなっていないかと思っんです。そういう意味では、人材派遣業に極めて近い、そっちの方がずっと似ている事業だというふうには私は感じてるんです。言いたいことわかってもらえると思っんですけども、かなり無理があるんじゃないかというふうに思ってるんです、こういうやり方は、もともと。

なので、法的にもクリアできるというふうには判断したのかどうかですね、人材派遣法とか、いろいろ検討しなきゃいけない部分があると思っんですね、職安法だって検討しなきゃならない部分だと思っんですし、労働法だって検討しなきゃいけない部分があるんだと思っんですね。こういう事業というのは、要するに特定非営利法人が中間マージンを取ってるというふうにはしないだろうかというふうに思っんですね。同じようにそっくりいくんであったらね。そうではないのかもしれないけども、そういう人が同じだというふうな考え方からいけば、例えば、文教の杜ができるというふうに言ってきたとしても、人は同じだったと思っんですね、多分、変わらないんだと思っんです。どこがやったってそうだと思っんです。

図書館業務はそうだったから、私そういうふうには言ってるんですけども、図書館業務もそうですね。今、何ていう会社か忘れてしまいましたが、レッツコンピュータ学院の経営者が同じように図書館業務経営してるんだと思っんですね。あれも臨時職員でいた人がほぼ同じようなメンバーで、別の会社が経営をすると、こういうスタイルでしょう。そこをやっぱり私、問題なしとは言えないんでないかというふうには思っんですけども、法的にどういうふうには調査されたのか、それについてお聞かせください。

○大沼 久議長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 まず、1点目でございますが、文教の杜の経過を若干申し上げます。

財団法人文教の杜については、定款に係る部分に当たるものは寄附行為になると思っんですが、本当に文化色が強い目的と事業が入ってございます。ただ、県の方へ問い合わせをしながら、2月末に私と文教の杜の窪田が、事務局長でございますが、一緒に行って、問題があるかどうか、この財団法人で受けることが問題あるかどうかの部分について協議をしてまいりましたが、問題なしという答えがありました。

ただ、理事会、そして理事長の部分等のお話のもと、その後の後日になるわけですが、理事長から「受けかねる」というお言葉をいただきまして、それを重く受けとめました。

あと、その以降、公募に転じたわけですけども、本業務は業務委託の請負という形をとっておりますので、また、業務命令は確かに文化会館のさわやかサービスの職員にはかけられませんが、調整を図りながらうまくやっている。同じような形態については、文化会館につきましては、舞台のサービス、調光を現在、今年度は山形総合舞台サービスに業務委託をしておりますが、同じ形態になります。やはり業務命令についてはかけられませんが、調整を図りながらやっていること、あと、張りつきについては会

+

社と調整をして業務命令をかけていただくこと、同じような形態が設計とか、いろんな業務委託のスタイルがあるかもしれませんが、業務委託の請負であるという点でこの部分に進んだわけです。そして、公募のスタイルをとって、公に、どこでもいいという表現でしたが、確かに法人であればどこでも受けることが、相手が変わる可能性がありました。ただ、2つのさわやかさんとまごころさんの参加を見て、それで見積もり合わせをしながら、選定委員会で諮って決定を見たということになります。以上でございます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 ちょっと答えになってないと思いますね。法的なところをどういうふうに検討したのかという部分について、文教の杜の方は、受託は問題がないというふうに言われてきたんですよね。けども、私、質問したことは違うんです。現在、さわやかサービスが受けて同じ人を雇用してするということに問題はないですかというふうに言っているんで、それについて検討したのかどうかという部分が1点です。

それと、舞台の部分というのは、ちょっとそれを並列に、平館長、扱っては悪い問題です。舞台を操作するというのはそれなりの技術者ですよ。それなりの人でなければできない部分なんです。そういう意味では技術を、一定の、高度かどうかというのはわかりませんが、高度な技術を提供するということだと思います。私はどこでもいいというふうになるのではないかというふうに言っているのは、別の会社が受けても、人は同じなんでしょう。仮に一緒に見積もり合わせしたさわやかサービスさんとまごころサービスさんというのが1万ちょっとの金額が違いますけども、どっちが受託しても人はかわらなかつたんでしょうというふうに言っているんです。そこに問題があるかないかという検

討は当然するべきだと思うんですね。そこはどうしたんですかと。私はこの議案に反対するつもりはないですけども、やっぱりそういうところはきちっと解明していかないと、同じようなところが、本当に仕事できるかできないかわからないけども、人だけかわらないから仕事とれるんだと、こういう理屈で社会が動いていったら大変困るわけですよね。そういう意味で、その部分検討したんですかと。この議案、問題あるなと思ったのはここだけなもんですから、平館長をちょっと詰めるような格好になるけども、やっぱりそこははっきりしなきゃいけない部分だと思いますね。

問題はありますよ、ほかの部分だって、長寿祝金の64万円だって、やめろと言ったにもかかわらず、これ提案したわけですから、ありますけども、今の分をちょっとやっぱりどんな検討をしたのか、それなりに、こういうところは問題指摘してきたわけですから、こういう契約のあり方については何回も指摘してきてるんですよ。これまでも、公民館の委託の問題もそうですし、その意味では、法的にクリアできるかどうかというのは、極めて大きな問題だというふうに思ってるんです。そこはどんなふうに検討なされたんでしょうかと。なされてないとすれば、これからやっぱりきちっとする必要があるんだと思いますよ。契約ですから、金銭にかかわるものですから、市民の税金ですからね、これ委託していくのは。

もう1回お答えください。

○大沼 久議長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 お答え申し上げます。

平成17年の6月の議会におきまして、事務管理公社の消費税の問題といたしますが、組織の部分で議題に上ったこと覚えておりますが、それ以降、さまざまな部分というよりも、事務管理公社本体でも、検討を加えております。

ただ、当初から、業務委託である請負という

前提で、このお話がなってございまして、公社の縮小等に係る基本方針の部分では、皆様からのお話もあったと記憶してございますが、在籍職員の身分保証の部分、そのまま入れるのかどうか、首なのかどうか、そういった部分も非常に課題としてあったと記憶してございます。長年の設立以降の経過等を勘案して、基本方針がつくられたわけですが、そのまま職員については引き続き仕事をしていただく前提での基本方針でありましたので、見積もり合わせに関しましても、同じ人がそのままいるということをはっきりしながらの見積もり合わせとなりました。あくまでも請負という前提での部分で進ませていただいたわけです。以上でございます。

○大沼 久議長 ほかにご質疑ございますか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 私が言ったことに、法的な部分でクリアできるというふうに検討したのかどうかという部分について答えてないですし、いわゆる見積もり合わせとは言いながら、同じ人が雇用されるという前提条件があったという、そんなことは、だって、あれですよ、委託業務の見積もり合わせを行いますという市報に公募した部分にそんな条件書いてないですよ。要項の中にあっただのかもしれませんが。その辺どういうふうに、検討したわけでしょう、問題点はどこにあって、どこをクリアしなきゃいけないかという部分というのは。検討したならした、どこのグループや団体でしたか。これの見積もり合わせに参加してる人がいるわけだから、ほかに。長谷部助役、いないな。財政課長、福祉事務所長、選定委員会でね、総務課長、財政課補佐、総務課補佐、説明者、文化会館館長となってるけども、それなりのところ検討したんだと思いますね。して、問題ないというふうにしてもらわなければ、私にいつまでもおかしいと言われるわけですね。検討したけども、この委託方式で問題ないというふうにし

てもらわないと、なかなか縦に首振りにくいんだと思います。それについて教えてください。

○大沼 久議長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答えいたします。

長井市事務管理公社ということで、平成17年の12月に、事務管理公社の縮小等に係る基本方針を定めております。この中で、縮小等に係る基本的な考え方の一つといたしまして、公社業務のうち、本庁舎関係業務以外の業務については縮小すると。なお、存続する公社も平成20年度末をめどに解散するものとするというふうな基本方針を定めております。

こうした関係もありまして、本体については平成20年度末をもって公社そのものを解散したいというふうに考えておりますが、あわせて、18年度から業務委託する職員についても同様の措置になるというふうなことも考えたところでございます。

それまでは職員の身分保証、すぐに職員を切るというふうなことにいきませんので、その部分を勘案し、本体が解散するところまでの部分については、18年度から業務委託される部分についての職員についても身分保証が必要であろうということで、公社としても検討させていただき、市の方としても、その旨決定いただいたものというふうに思っております。

このことを基本にして、公募による業者選定をさせていただきましたが、その申し込みの時点で、参加条件としては、同じ人を雇用していただきたいというふうなことを条件として申し上げながら、参加いただいたということでございます。

平成20年度末ですので、残り2年間、18年度入れますと、3カ年になりますが、こうしたことを職員の身分保証を勘案しながら、その後につきましても、職員を条件としない見積もり合わせなりの公募というふうになっていくというふうにして思っております。

+

以上、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 いずれ丁寧に答えてるようですが、私の質問に対しては全く答えていません。

それで、どうも今、その答えが出てきそうにもありませんので、法令等審査会みたいなありますね。そこで、今回のこういう委託の仕方について、抵触しないとってもらわないと困るのよ、とても。悪いことを助長する格好になるので。まず、人材派遣法、職安法、労基法、この3つに照らし合わせて問題ないことをきちんと、こういう雇用関係、委託方式で問題ないことをきちんと証明してください。

きょうここでなくたっていいです。ここでなくたっていいですけども、きちんとわかるように説明したものを後でもらえるような格好ということで、どうですか。

+ ○大沼 久議長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答えいたします。

今回のものにつきましては、業務委託でございます。雇用者については、業務委託先に雇用して、雇用した職員がその業務請負によりまして、業務委託契約によりまして、その業務をしてもらっているというようなことですので、法的には何ら問題はないというふうに考えております。

○大沼 久議長 ほかございますか。

16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 市民文化会館長にお尋ねをいたします。

この今回の財源になっております舞台つりもの照明設備保守点検業務委託料22万円の減についてお尋ねいたしますが、今回、ことし、今年度は特に文化会館事業として大きな公演の事業が続いたのではないかと。例えば、ゼッキンゲンのオペラ事業、公演、あるいは市民の創作舞

台劇、あるいは、さまざまな団体の初めてのコンサートとか、いろいろ意欲的な事業が文化会館のステージを中心にして展開されたわけです。

ところで、それにもかかわらず22万円の減額と。この舞台を支える、舞台つりもの照明の、音響とか照明の関係者の委託料を22万円減額しても差し支えないということになるわけですが、まず初めに、この保守点検業務委託料の年間の総額は幾らですか。

○大沼 久議長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 お答え申し上げます。

当初予算では、58万8,000円でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 58万8,000円、それだけのうちに22万円の減額ということは、36万8,000円でこの業務を年間、3月までですよ、これがやれるというふうな業務受けた方の了承といいますかね、そういう形で今回の提案になっているんですか。

○大沼 久議長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 お答え申し上げます。

了承というよりも見直しを図りました。2年前に、舞台用の調光装置、調光室にある調光卓ユニット等を2,500万円でしたか、新たに設置をいたしました。以降、舞台調光装置の部分で45万円で保守点検業務を委託してございますが、ここの部分とつりもの部分の照明の中身が非常に似た部分がございます、舞台用調光装置保守点検業務に含めることが可能ということで、22万円のつりものから省いて、つりものみの部分の契約といいますか、内容の変更となります。実際には、舞台用調光装置の部分でやれる45万円の範囲でやれるというふうな部分でございます。精査した結果、非常に重複してる部分がございますので、片方のつりものに関しましては省いたということの結果でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 今、市民文化会館長が

言ってるのは設備面ですね。しかし、この業務委託料というのは設備じゃないんですよ。設備の品物をもって文化会館でこの業務をやってるんじゃないんですよ、この人たちは。技術料ですね。舞台の、総合舞台の照明とかつりものとか、あるいはさまざまな保守点検をやるのは、これは人が、その人しか持てない技術、この技術をこの文化会館と提携してるんですよ。ですから、大きな事業が重なれば、これは契約した金額の中でこれは頑張ろうということで、この業者が頑張ってるのではないかなと思うんですが、しかし、さらに半分とは言わなくても、半分近い減額ということは、この技術に対してどう考えているのかというふうに私は単純に思うんですが、その点は、館長、どうですか。

○大沼 久議長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 議員おっしゃるとおりだと思います。今回の減額に関しましては、重複してる部分を片方を外す、舞台用の調光装置の方が合う範囲である、つりものについてのライトの部分が今回の部分の22万円の省く部分ですが、この部分については調光装置の45万円の中で重複しておりますので、つりものの方から省くということになります。

技術については、我々はもちろんできないわけですので、業務委託をするということになります。以上でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 もう1回で質問終わりますし、答弁も必要ありませんが、このあれを担っているのは山形総合舞台サービスという会社だと思うんですが、これは全県の各文化会館のそういった舞台サービスを相当大きく手がけているグループで、会社で、そして、一定の評価を県内でも得ていると。あるいは、テレビのいろんなことにまでその技術を提供してるというふうなことでありますので、文化会館の文化の質の値打ちがここでやられてはたまらないと。

しかも、市民総出の創作劇、あるいはゼッキンゲンの、ああいったすばらしいオペラを市民ぐるみで成功させるというふうな実績を持った長井市にとっては、この予算は非常に残念な予算ではないかというふうな気がするんです。ですから、今ちょっとお聞きしたんですが、答弁は要りませんが、そのような感じがいたします。

○大沼 久議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第86号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり決定いたしました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、条、項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

○大沼 久議長 これをもって平成18年第6回長井市議会臨時会を閉会いたします。

+

ご協力まことにありがとうございました。

午前10時50分 閉会

会議録署名議員

議長 大 沼 久

13 番 小 関 勝 助

14 番 鈴 木 良 雄

15 番 鈴 木 小 市

+

+

+